

議案第9号

桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

桐生市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年2月20日提出

桐生市長 亀山豊文

桐生市火災予防条例の一部を改正する条例

桐生市火災予防条例(平成 18 年桐生市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。
第 47 条の次に次の 1 条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

- 第 47 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
 - 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 9 号 桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

法令等の規定に違反する防火対象物の消防用設備等の公表に係る規定を新たに設けるため、所要の改正を行おうとするものです。